

新旧理事会

開催日時	平成4年6月2日(火) 11:30~12:30
会場	三条ロイヤルホテル
出席者	山上茂夫 堀川正幸 今井克義 高橋彰雄 石川勝行 佐藤義英 早川龍雄 笹原勝治 稲田憲治 加藤 実 丸山誠一 長谷川博一 羽賀一夫 村山誠一 落合益夫 佐藤啓策 芦田義重
議 事	1. チャリティタンゴ実行委員会より報告 一般会計よりタンゴコンサートビデオ、写真代記録として支出の件 承認 2. 次年度会議について 3. 5月末決算報告 石川会計より会計監査報告 承認 4. 携帯用カセットテープ、住宅地図購入の件 承認 5. 事務局超過勤務に対する報酬の件 6. 国際大会会長参加登録料の件 承認
報 告	1. 五泉、村松RC創立30周年式典報告 2. 小委員会合同会議開催の件(職業分類、会員選考)

6月の誕生祝い

淵岡 茂君	2日	坂本 敏子様	7日	山本 賢・みち子ご夫妻(12)
本間建雄美君	9日	山上 和子様	13日	
加藤 英男君	11日	佐藤 君子様	28日	
石川 勝行君	13日	内藤真知子様	29日	
味方 義一君	20日	吉田三代子様	30日	

四つのテスト

— 言行はこれに照らしてから —

- | | |
|------------|------------------|
| I 真実かどうか | III 好意と友情を深めるか |
| II みんなに公平か | IV みんなのためになるかどうか |

6月9日例会: クラブアッセンブリー「地区協議会報告会」

6月16日例会: クラブアッセンブリー「ファイヤーサイドミーティング結果報告」



三条北ロータリークラブ週報

自分を越えた眼を

Look Beyond Yourself

国際ロータリー会長 ラジェンドラ・K. サブー 第2560地区ガバナー 橋本 力

例会日

1992. 6 . 2

累計 No 271

当年 No 46

会長/山上茂夫

幹事/堀川正幸

SAA/味方義一

例会日/火曜日 PM12:30~1:30

例会場/三条ロイヤルホテル ☎34-8111

事務局/三条市西四日町3-15-34
ヒューマン・ハーバー内 ☎35-7160

行 事: 「暴力団及び不法就労外国人対策」三条警察署防犯少年課長 山口忠範殿

出 席: 本日の出席 56名中41名

先週の出席率 56名中56名 100.00%

先週のメイクアップ: 6月1日 三条南RCへ 淵岡 茂君 石川友意君 加藤英男君 木本達
郎君 大野新吉君 坂本勝司君 外山晴一君 山上茂夫君 山口
龍二君

ビジター: 三条RCより 加藤征男君 広岡豊作君

三条南RCより 田中康雄君 吉田行雄君

会長挨拶: 山上茂夫

今日は三条クラブから広岡さん、加藤さん、三条南クラブから田中さん、吉田さんようこそいら
っしゃいました。その外に今日はゲストと致しまして三条警察署の防犯少年課の山口警部、山口課
長さんからお越し戴いております。

今日の卓話は暴力団、外国人労働者の不法就労対策と云う事ではありますが、むづかしいお話も囁
み砕いてお話いただけるものと思っております。

先般、チャリティータンゴコンサートを開催致しましたが皆さんの出席もよくて盛会裡に終了で
きました事を茲に厚く御礼申し上げます。これは皆さん方の御協力、御家族の御協力がありまして
本当にいい演奏会であったなあと思っております。島先生とそして山崎美枝子さんそのほかバンド
メンバーの皆さん方も大変満足されまして特にバックスクリーンと申しますか…、演奏者の方は後
が見えない訳でして是非、ビデオにとって送って戴きたいとお話がありました。先程理事会でも御
承認を戴きましたが、北クラブの記念誌と云う事でもあり、ダビングをして保存をして残しておく
事になりました。

それにつけても三条ロータリークラブさん、三条南ロータリークラブさん、御協力を戴き有難う
ございました。クラブにお帰りになりましたら、是非皆さんにお伝えして、御礼を申し上げて戴き

たいと思います。よろしくお願い致します。

それから三条新聞さんが6月1日の新聞で紙面を大きくさいて詳しく記載して載いております。これはスタート時点から三条新聞さんが報道して呉れましたので、市民の反響も凄う御座居ました。私も月曜日、一市民からと云うことで早朝モーニングコールによって起こされました。[大変良い演奏会であった]と言われ名利につきた訳でございます。この一週間振り返ってみますと忙しい想いも致しましたが、大変楽しい一週間であったと喜んでおります。

さて暴力団と不法就労の外国人の問題については、先月初めから二、三お話をして参りましたが、課長さんのお話に先立ち申し上げますと雇用対策として外国人をどう使ったらよいのかと云う様な事を労働者の職業安定雇用課と云う所で、いろいろと考えております。最近基準労働をしてはいけない外国人達が、沢山入って来ておりますが、平成2年度では、観光ビザで入って来て、就労していて逮捕された人が3万人だ相です。そして尚かつ不法に就労している外国人は16万人に昇るだろうと云われております。

只、外国人の雇用は人手不足だから雇用した、或いは賃金が安いから雇用したと云う事だけでなしに、当然我々の市民生活や職場においても秩序が一寸変って来る、変ってゆくと言う事がございます。そこで今日は防犯少年課と云う名の如く、その名の通りですが、犯罪等を未然に防ぐと云う事で、外国人だけでなしに日本人もその様な不法就労者を使っていると、同じ様に処罰されると云う事になりますので、それ等をひっくるめて外国人の問題だけでなしに、少年や其他の問題でも、犯罪を未然に防ぐと云う意味で御指導を戴けると思います。

今日は最後までゆっくりとお話をきいて戴きたいと思います。どうも有難うございました。

幹 事 報 告：堀川幹事

◇三条市ふるさと運動推進協議会より平成4年度定時総会のご案内

日 時 6月10日(水) 17:30～

会 場 二洲楼

◇県内会長幹事会のご案内

日 時 7月12日(日)

会 場 県央地域地場産センター

◇新潟県国際交流協会より中越地域国際交流連絡会議開催について

日 時 6月22日(月) 14:00～

会 場 長岡市農協福祉会館

◇例会変更

燕 R C 日時 6月25日(木) 会場 湯田上わか竹 会長幹事慰労会

三条 R C 日時 6月3日(水) 会場 V I P 玉姫殿

日時 6月10日(水) 休会

談への介入等)

11 商品、事故等に対して因縁を付けて金品を要求する行為。

★一般人であっても暴力団員に対して上記のような行為を依頼することは禁止。

“不法就労外国人について”

近年、日本の経済社会の国際化が進むに伴って我国へ入国する外国人の数が著しく増大し、その活動が多様化していることを背景に

。在留資格制度の整備

。入国審査手続の簡易迅速化

。不法就労外国人対策のための関係規定の整備

を図るため、出入国管理及び難民認定法(いわゆる入管法)が改正され、平成2年6月1日から施行されました。

最近この三条地域においても外国人の姿が多くみられるようになり、各事業所においても外国人が就労する傾向になっておりますが、中には犯罪を犯す外国人も散見されます。先般も三条市内の事業所で働いているパキスタン人が保内駅で女子高校生にいたずらして逮捕されるという事件が発生しましたが捜査の結果、このパキスタン人はフランス人と偽って不法に入国していた不法就労外国人であることが判明しました。

今回の法改正によって、外国人が我国で働く場合は正当に入国し正当に在留資格を持っていたても「就労資格証明書」の交付受けなければならなくなりました。

ロータリークラブの会員の皆様のほとんどは事業所の責任であられると思いますが、外国の方を雇用される場合には必ずこの就労資格証明書を確認して下さい。

上記の他、不法に入国した場合や在留期間が過ぎている場合当然、不法就労の状態となりますが、不法就労外国人を雇用した場合は“不法就労助長罪”として3年以下の懲役又は200万円以下の罰金となりますのでよく確めた上、外国の方を雇用されるよう注意して下さい。

日本国政府法務省

番 号 _____

就 労 資 格 証 明 書

氏 名 _____
国 籍 _____
19 ____ 年 ____ 月 ____ 日生(男・女)
旅券番号 _____
外国人登録証明書番号 _____
在留の資格(在留期間) _____ ()

上記の者は、下記に記載された活動を下記の期限まで本邦において行うことが認められていることを証明する。

● 活動の内容 _____

● 就労することができる期限
19 ____ 年 ____ 月 ____ 日まで
19 ____ 年 ____ 月 ____ 日
法務大臣に代わり _____

(注) 1 本証明書の所持人の確認は、旅券又は外国人登録証明書により行ってください。
2 不明な点については、最寄りの地方入国管理局(裏面参照)に照会してください。